〃	第六十九回	百六十二億五千三十三万円	百六十二億三千三百四十九万六千三百九十円
〃	第七十回	二百六十四億千六百六十二万円	二百六十三億九千三百四十六万五千六十円
〃	第七十一回	五億六千九百万円	五億六千八百七十六万七千二百九十四円
〃	第七十二回	千万円	九百九十九万六千三十六円
〃	第七十三回	千万円	九百九十九万六千四百七十三円
〃	第七十四回	千万円	九百九十九万七千百八十七円
〃	第七十五回	五百万円	四百九十九万八千六百八十九円
〃	第七十八回	五百万円	四百九十九万九千百十円
〃	第八十二回	三億千九百十六万円	三億千九百十五万七千三百九十二円
合計		二千百二十一億三百十万円	二千百十八億八千三百三十九万八百二円

○財務省告示第七十九号

印紙をもつてする歳入金納付に関する法律（昭和二十三年法律第百四十二号）第二条第二項の規定に基づき、健康保険印紙の形式を定める等の件（平成二十四年三月財務省告示第九十二号）の一部を次のように改正し、平成二十九年四月一日から適用する。

平成二十九年三月三十日

財務大臣　麻生　太郎

第一号を次のように改める。

改正後	改正前
一　介護保険第二号被保険者である健康保険法第三条第二項の規定による被保険者 第一級健康保険印紙　［略］ 第二級健康保険印紙  寸法　縦　二十五・五ミリメートル 横　二十一・五ミリメートル 模様　暗い黄薄橙色 刷色　暗い青緑色 料額・等級・介護文字	一　介護保険第二号被保険者である健康保険法第三条第二項の規定による被保険者 第一級健康保険印紙　［同上］ 第二級健康保険印紙  寸法　縦　二十五・五ミリメートル 横　二十一・五ミリメートル 模様　暗い黄薄橙色 刷色　暗い青緑色 料額・等級・介護文字

第三級健康保険印紙　［略］
第四級健康保険印紙

寸法　縦　二十五・五ミリメートル
横　二十一・五ミリメートル
模様　明るい茶色
刷色　暗い青緑色
料額・等級・介護文字

第五級健康保険印紙　［略］
第六級健康保険印紙

寸法　縦　二十五・五ミリメートル
横　二十一・五ミリメートル
模様　薄い緑味青色
刷色　暗い青緑色
料額・等級・介護文字

第七級健康保険印紙

寸法　縦　二十五・五ミリメートル
横　二十一・五ミリメートル
模様　鈍い橙色
刷色　暗い青緑色
料額・等級・介護文字

第三級健康保険印紙　［同上］
第四級健康保険印紙

寸法　縦　二十五・五ミリメートル
横　二十一・五ミリメートル
模様　明るい茶色
刷色　暗い青緑色
料額・等級・介護文字

第五級健康保険印紙　［同上］
第六級健康保険印紙

寸法　縦　二十五・五ミリメートル
横　二十一・五ミリメートル
模様　薄い緑味青色
刷色　暗い青緑色
料額・等級・介護文字

第七級健康保険印紙

寸法　縦　二十五・五ミリメートル
横　二十一・五ミリメートル
模様　鈍い橙色
刷色　暗い青緑色
料額・等級・介護文字